

措置状況一覧表

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指 摘 事 項	備前市契約規則では、契約金額が30万円未満の契約にあつては、契約事項を記載し、記名押印した見積書をもって請書に代えることができるとされている。選挙管理委員会事務局が令和5年度に支出した投票用紙読取分類機保守点検等委託258,500円について確認したところ、当該投票用紙読取分類機を使用することとなった令和5年4月9日執行の岡山県議会議員選挙は、告示日である同年3月31日の立候補届出状況によって投票を行うことが決定したが、見積書については、投票の有無が未確定である令和5年2月9日に徴しており、令和5年度に新たに見積書を徴することなく、見積日付が令和5年2月9日である見積書をもって当該委託契約を締結し、同年4月9日に委託業務が完了したとして、令和5年度予算から委託料を支出していた。 したがって、支払日の属する年度以前の年度で契約を締結したにもかかわらず、異なる年度に支出していることは法令等に違反しており、是正する必要があると認められる。	選挙管理委員会事務局	年度初めの委託契約について、支払い年度の属する年度の見積書を確実に徴するよう措置した。
	備前市補助金等交付規則 では、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定めるとされている。令和5年度に交付した三石夏まつり補助金536,015円に係る要綱の提出を求めた。 要綱が定められているにもかかわらず、その存在を認識しないまま補助金を交付していたことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	三石総合支所	要綱を確認し、職員間で情報共有をしました。 今後は要綱が適切に運用できるよう十分に確認を行いながら事務を遂行します。
	備前市補助金等交付規則では、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定めるとされている。令和5年度に交付した吉永町サマーフェスティバル補助金1,736,078円に係る要綱の提出を求めた。 要綱が定められているにもかかわらず、その存在を認識しないまま補助金を交付していたことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	吉永総合支所	指摘のあった事項について、要綱が適切に運用できるよう、補助金申請時に十分な確認を行うよう、部署内で共有できるよう改善しました。 (共有フォルダ内での要綱の強調)

監 査 結 果	所管部署	措 置 状 況
指摘事項 備前市高齢者熱中症対策エアコン購入費助成金交付要綱では、交付決定者は、当該助成金に係るエアコンの設置が完了した日から30日以内に備前市高齢者熱中症対策エアコン購入費助成金実績報告書により、関係書類を添えて市長に提出しなければならないとされ、また、市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定者に通知するものとされている。 令和5年度に交付した備前市高齢者熱中症対策エアコン購入費助成金について監査したところ、実績報告書の日付が、実績報告書中のエアコン設置日より前の日付とされていたにもかかわらず、実績報告書の提出日付と同日で助成金の額を確定し、交付決定者に通知していた。したがって、事業完了前の日付で実績報告書が提出されているにもかかわらず、実績報告書の提出日付を事業完了日とし、実際には事業が完了していない日付で助成金の額を確定し、交付決定していたことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	介護福祉課	提出書類の内容確認が不十分のまま、申請処理を行っていました。今後の補助申請事務にあたっては指摘内容に十分留意し処理を行います。
指摘事項 備前市地域おこし活動補助金交付要綱では、補助事業者は、各補助対象期間が終了して20日以内に別に定める備前市地域おこし活動補助金事業実績報告書を市長に提出するものとされ、市長がその提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助額を確定し補助事業者に通知するものとされている。 令和5年度に交付した備前市地域おこし協力隊活動補助金290,000円について監査したところ、決定通知書により交付決定額290,000円として通知し、当該補助事業者から提出された実績報告書にも補助金交付決定通知額290,000円と記載されていたものの、添付の収支決算書には補助金実績額260,000円と記載されており、実績報告書と添付書類の金額が相違していたにもかかわらず、十分な確認を行わないまま補助事業が完了したものとして補助金の額を確定し、補助事業者に通知していた。 したがって、実績報告書とその添付書類の間で補助金額が相違しているにもかかわらず、補助金額を確定していたことは適正を欠いており、事務処理の方法については是正する必要があると認められる。	市民課 (市民協働課)	今後は、通知書類をダブルチェックした後に起案し、ミスを事前に防ぐよう努めます。また、厳重で、より良い事務処理方法を常に考えるよう努めます。

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指摘事項	市では、備前市業務継続計画(平成30年6月策定。)を策定しており、本計画の実行性を担保するため、各部署において個別の業務マニュアルを整備する必要があるとされている。 埋蔵文化財管理センター、歴史民俗資料館及び加子浦歴史文化館は、歴史的、文化的価値の高い収蔵品や展示品を独自に保管、展示しており、また、立地場所やそれにより想定される災害の状況も異なっていることから、個別の災害対応が必要となるが、各館においては、所管部署である生涯学習課策定の個別マニュアルを運用しており、各館の個別マニュアルは策定されていなかった。したがって、市は、施設の業務内容や業務特性、立地場所において想定される災害等に即した個別マニュアルを策定する必要があると認められる。	歴史民俗資料館、加子浦歴史文化館、埋蔵文化財管理センター	備前市歴史民俗資料館・備前市加子浦歴史文化館・備前市埋蔵文化財管理センターのBCPを作成済
指摘事項	備前市業務継続計画(平成30年策定)には、業務継続における必要な資源の現状と対策が記載されており、必要な資源の中に執務環境がある。対策の実施計画の例として、震度6弱に対する耐震性確保のため、オフィス家具等の固定を示している。 そこで、監査対象部署にオフィス家具(棚、ロッカー等)の固定、オフィス家具上の重量物等の固定及び飛散防止対策の実施状況について監査したところ、監査対象部署によると、本庁舎においては、1階の執務室は天井が高く、各階の床はOAフロアとなっており、オフィス家具をつっかえ棒やボルト等で固定することが困難であるのが現状であった。 これらのことから、巨大地震が発生した際、オフィス家具の転倒や家具上の重量物の落下、コピー機等の移動などにより職員の罹災が懸念されるため、各部署においてオフィス家具の固定や家具上の重量物等の固定、飛散防止対策に努めることはもとより、全庁的な取り組みとして、これらの罹災を防止する対策の検討や、対策に必要な物品の調達に努める必要があると認められる。	市民課、市民協働課	このことについては、全庁的な取り組みとすることから、庁舎管理について統一的な対策を講じる必要があると思われる。 当課としては、現状できることを取り組んでいくことで罹災を免れるよう努める。 例えば、机上に重量物等を置かない。キャビネットについてはまとめて設置し、上に物を置かない等注意喚起している。
		都市計画課(土地住宅政策課)	左記の件について指摘されたロッカーは消費者庁2010 本棚等の転倒防止策について」を参考にしたところ、地震における転倒対策措置の必要性がなかったことから、土地住宅政策課作成の「非常時における業務継続マニュアル」内「転倒防止が必要な機器類」の項目削除等を行いたいと考えます。
		三石総合支所	4月に家具転倒防止伸縮棒を転倒の恐れのあるロッカー上部に設置した。
		吉永総合支所	吉永総合支所の職員配置・窓口来庁者の待合場所とオフィス家具の配置を鑑みると、災害発生時に転倒があったとしても危険性は少ない状況である。また、天井とオフィス家具等の間が高く、固定することは困難である。危険性が低くまた、措置が困難であるため現段階では措置しない。

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指摘事項	消費税法では、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を交付しなければならないとされている。 また、消費税法施行令では、適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、当該適格請求書等の写しを整理し、その交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存しなければならないとされている。 さらに、「適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応について」では、交付した適格請求書の写しの簿冊の保存期間を8年としている。適格請求書等の写しの保存期間について監査したところ、法令等に定められた保存期間より短い期間を保存期間としている部署が見受けられた。 したがって、適格請求書等の写しの保存期間を法令等に定められた保存期間に満たない期間と定めていることは、将来、法令等に違反する恐れがあることから、適正な保存期間とする必要があると認められる。	保健課	措置済。令和5年度、令和6年度のみインボイス登録事業所であったため、令和7年度以降当該簿冊はなし。
		備前病院 日生病院 吉永病院	「適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応について」（令和5年9月8日備財第131号総務部長通知）を再確認し、5年としていた適格請求書の写しの簿冊の保存期間について、8年とすることに改めた。 なお、当該法令改正から、まだ5年を経過していなかったため、保存期間終了前に廃棄された簿冊は、ない。
指摘事項	加子浦歴史文化館は、市民の文化的向上及び調査研究に資することを目的として、郷土に関する歴史、民俗、文芸等の資料の収集、整理、保存及び展示に関する業務等が行われており、これらを広く一般に供している。 現地を確認したところ、資料の展示や市民等が参加する行事が行われている資料館の入口天井に設置されている明り取り窓に、ひびがあることが確認された。 加子浦歴史文化館は、歴史的、文化的価値の高い資料が収集、保存されており、これらを永続的に保管していくこと及び入館者の安全確保に問題が生じる恐れがあることから、早急に修繕方法を検討する必要があると認められる。	加子浦 歴史文化館	専門業者に現地を確認してもらった。結果はガラスには鉄線が入っており、崩落の危険性はないとの回答でした。 緊急性がない事からすぐに修繕はせず、安全を確保できるよう見守り、今後の措置については検討していきます。
指摘事項	加子浦歴史文化館では、市が作成し、来館者などに頒布、販売する目的で計8種類の印刷物を保有している。令和6年4月から10月までに頒布、販売された頒布物等について確認したところ、相当数の在庫を保有している状況であった。 したがって、頒布物等を良好な状態で保有し管理するためには、保管場所や保管のためのコストが必要となること、また、印刷後の経年劣化により、その価値が毀損(きそん)される恐れもあることから、頒布物等の管理コストを削減するため、在庫の減少を図るなど、適正な在庫管理に努める必要があると認められる。	加子浦 歴史文化館	現在所有している頒布物は現状維持のままとし、今後頒布するものについて、適正な部数とする事とした。